

「スパイ防止」法制の国会提出・制定に反対する請願署名

内閣総理大臣 高市早苗 様

自民党と維新の会は、連立政権合意書で日本の「インテリジェンス機能が脆弱（ぜいじゃく）」だとして「スパイ防止」関連法制の制定を急いでおり、国民民主党、参政党はそれぞれ法案を国会に提出し、制定を狙っています。

しかし、法案をつくるべき事実（立法事実）はあるのでしょうか。政府は2025年8月、「日本はスパイ天国か」との質問主意書に対して「日本をスパイ活動が野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」と閣議決定しています。また、国家公務員法、特定秘密保護法、経済安保秘密保護法など、機密情報の漏洩を防止する法制度は何重にも存在し、実際に処罰も行われています。新たな法律を必要とする立法事実はありません。

ところが、検討されている新法には「適性評価制度（セキュリティ・クリアランス）の拡大」「外国勢力によるロビー活動の監視強化」などが含まれています。これは、政府による市民への監視機能を飛躍的に拡大させ、思想信条の自由、プライバシー権を侵害するものです。すでに国家情報会議とその事務局を担う国家情報局が設置され始動しています。

一方で、政府にとって都合の悪い情報が隠され、その情報を明らかにしようとするものが「スパイだ」として攻撃される危険があり、民主主義の基盤である「知る権利」や報道の自由を否定するものです。

共謀罪法、特定秘密保護法、経済安保秘密保護法など一連の治安立法が制定されてきた中で、「スパイ防止」法制は監視社会の総仕上げです。新法の真の目的は、国家が情報をコントロールし、アメリカと情報を共有して一体となって戦争をするための体制をつくることにあります。

以上のことから、基本的人権を侵害し、立憲主義、国民主権、平和主義を否定する「スパイ防止」法制を国会に提出・制定しないよう、強く求めます。

請願項目

一、「スパイ防止」法制案の国会への提出及び制定をしないこと

氏 名	住 所

【取り扱い団体】日本国民救援会中央本部

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5階

FAX 03-5842-5840 メール info@kyuenkai.org

2026.10 改定